

堺市公報 号外第30号	令和8年3月31日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<条例>	
○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【ICTイノベーション推進室】	8
○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 【総務局行政部行政総務課】	9
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【総務局行政部行政総務課】	10
○堺市印鑑条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	11
○堺市介護保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	12
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	13
○堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 【健康福祉局保健所生活衛生課】	22
○堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例 【健康福祉局保健所生活衛生課】	24
○堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	25
○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	26
○堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	30
○堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	31
○堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例	

【子ども青少年局子ども相談所育成相談課】	36
○堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	37
○堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	38
○堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども相談所一時保護所】	39
○堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例	
【建築都市局都市計画部都市計画課】	40
○堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	
【建築都市局交通部交通政策課】	43
○堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	44
○堺市手数料条例の一部を改正する条例	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	45
○堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	46
○堺市職員定数条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部人事課】	49
○堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	
【上下水道局サービス管理部給排水設備課】	50
○堺市下水道条例の一部を改正する条例	
【上下水道局サービス管理部給排水設備課】	51
○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	52
○堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	
【選挙管理委員会事務局】	53
○堺市介護保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	55
○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部総務課】	58

本号で公布された条例のあらまし**○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第2号）**

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務が準法定事務に定められたことに伴う所要の改正を行うもの
- (2) 本市が有する特定個人情報を産後ケア事業における利用者負担額の決定に関する事務に利用できるようにするもの
- (3) 本市が有する特定個人情報を乳児等のための支援給付の支給に関する事務に利用できるようにするもの

○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和8年条例第3号）

市長公室を政策局に、子ども青少年局をこども青少年局に改称し、同局の分掌事務の「子ども」の表記を「こども」に改めるもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第4号）

- (1) 堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会及び堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の名称を改め、並びにこれらの附属機関の担当事務に係る子ども青少年局の表記をこども青少年局に改めるもの
- (2) 北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等についての調査等に関する事務を行うため、堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会を新たに設置するもの
- (3) 堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会を廃止するもの

○堺市印鑑条例の一部を改正する条例（令和8年条例第5号）

電気通信事業法の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

○堺市介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第6号）

介護保険第1号被保険者の保険料の普通徴収に係る暫定賦課を廃止するもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第7号）

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正により国民健康保険料の賦課額に追加された子ども・子育て支援納付金について、賦課総額等の必要な規定を定めるもの
- (2) 国民健康保険料を構成する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「基礎賦課額等」という。）の賦課限度額について、国民健康保険法施

行令に規定する額を引用する定め方に改めるもの

- (3) 基礎賦課額等の保険料の軽減対象世帯となる所得基準（5割軽減及び2割軽減に係るもの）に係る計算金額について、国民健康保険法施行令に規定する額を引用する定め方に改めるもの
- (4) 端数処理について、1,000円未満の端数に係る規定を削除し、10円未満の端数に係る納付方法を明記するもの

○堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第8号）

- (1) 浄化槽保守点検業の登録に当たり適合すべき基準のうち、浄化槽管理士の専任を不要とするもの
- (2) 浄化槽保守点検業の登録証を営業所に掲示することを不要とするもの
- (3) 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に代えて、浄化槽保守点検業者の営業所の名称及び所在地を本市のホームページ上に公開するもの
- (4) 浄化槽保守点検業の登録に係る申請書の記載事項及び添付書類を見直すもの

○堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（令和8年条例第9号）

旅館業の施設に設けられた共同浴場の衛生管理に関する責任者について、その専任を不要とするもの

○堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和8年条例第10号）

子ども・子育て支援法の一部改正及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下「府令」という。）の制定に伴い、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、府令に定めるとおりとする旨規定するもの

○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第11号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の一部改正を踏まえ、本市における幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について、基準省令を引用して定める規定に改めるもの

○堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第12号）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等のための支援給付について、子ども・子育て支援法の規定による報告又は物件の提出若しくは提示をしない者等に対し、過料を

科する旨定めるもの

○堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和8年条例第13号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「基準告示」という。）の一部改正を踏まえ、本市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について、基準告示を引用して定める規定に改めるもの

○堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例（令和8年条例第14号）

堺市子ども相談所を堺市こども相談所に改称するもの

○堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例（令和8年条例第15号）

堺市子ども相談所の改称に伴う規定の整備を行うもの

○堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例（令和8年条例第16号）

「子ども」の表記を「こども」に改め、及び堺市子ども相談所の改称に伴う規定の整備を行うもの

○堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和8年条例第17号）

一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期限について、令和11年3月31日に延長するもの

○堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例（令和8年条例第18号）

都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づき、都市計画の決定又は変更の提案に係る規模を定めるもの

○堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第19号）

駐車施設の附置義務の対象とする用途から共同住宅を除外するもの

○堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例（令和8年条例第20号）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名の改正等に伴う規定の整備を行うもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和8年条例第21号）

- (1) マンションの再生等の円滑化に関する法律により、耐震性不足等で建替え等をする場合におけるマンションの各部分の高さの制限に関する特例が設けられることに伴い、当該高さの特例許可の事務に係る申請手数料を定めるもの
- (2) 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

○堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例（令和8年条例第22号）

南部丘陵における自然豊かで貴重な緑地である保全優先地区の保全に関し、市、市民等及び事業者の連携及び協働に係る事項等について定めるもの

○堺市職員定数条例の一部を改正する条例（令和8年条例第23号）

消防職員の定数について改めるもの

○堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和8年条例第24号）

災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けた事業者による給水装置に係る新設等の工事又は修繕等の実施を可能にするもの

○堺市下水道条例の一部を改正する条例（令和8年条例第25号）

災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者の指定を受けた事業者による排水設備に係る新設等の工事の実施を可能にするもの

○堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第26号）

管理職員特別勤務手当について、支給対象業務、支給金額等を教育委員会規則において定めることを規定するもの

○堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第27号）

本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額について、公職選挙法施行令に規定されている国政選挙の場合における限度額と同額に引き上げるもの

○堺市介護保険条例の一部を改正する条例（令和8年条例第28号）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しによる介護保険料の収入減少を防止するための特例規定を定めるもの

○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和8年条例第29号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げ並びに扶養親族に係る補償基礎額への加算対象の見直し及び加算額の引上げを行うもの

条 例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第2号

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 削除	
------	--

別表第2の69の項事務の欄中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改め、同表に次のように加える。

78 市長	母子保健法による産後ケア事業における利用者負担額の決定に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報その他の特定個人情報であつて規則で定めるもの
-------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の69の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第3号

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市長公室の分掌事務を定める部分中「市長公室」を「政策局」に改め、同条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「市長公室」を「他の局」に、「、泉北ニューデザイン推進室及び他の局」を「及び泉北ニューデザイン推進室」に改め、同条子ども青少年局の分掌事務を定める部分中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同部分各号中「子ども」を「こども」に改める。

第3条中「室及び局」を「局及び室」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第4号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会の項附属機関の欄中「堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会」を「堺市こども青少年局指定管理者候補者選定委員会」に改め、同項担任事務の欄中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の項附属機関の欄中「堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」を「堺市こども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」に改め、同項担任事務の欄中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表堺市元堺消防署用地活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市北部地域 整備事務所ア スベスト飛散 事象に係る健 康対策等専門 委員会	北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等についての調査、審議及び審査に関する事務	11人以内	2年
---	--	-------	----

別表の第1項の表堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第5号

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第6号

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「各月とし」を「7月から翌年3月までの各月とし」に改め、同条第4項中「保険料の額の確定後」を「当該年度」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条及び第14条 削除

第17条第1項第6号中「市民税」の次に「（地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第7号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第8条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第11条の5中「第9条の2」を「各年度における第9条の2」に、「650,000

円」を「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第11条の5の2中「第4項」を「第5項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第11条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第11条の5の10中「第11条の5の3」を「各年度における第11条の5の3」に、「240,000円」を「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に掲げる額」に改める。

第11条の6中「第8項」を「第9項」に改める。

第11条の10中「第11条の7」を「各年度における第11条の7」に、「170,000円」を「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第11条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第15条の2、第15条の4、第15条の5及び第15条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第15条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び

同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第11条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第11条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率について準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第11条の15 各年度における第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第13条第4項中「場合又は期別保険料が1,000円未満となる場合における当該保険料の納付方法については、市長が別に定める」を「ときは、各期別保険料に係る当該端数の合計額を最初の期別保険料の額に合算する」に改める。

第14条第1項中「第11条の7の額」の次に「、第11条の12の額」を加え、「又は同条第3項」を「、同条第3項」に改め、「同条第1項各号に定める額」の次に「又は同条第5項各号に定める額」を加え、同条第2項中「若しくは第11条の7」を「、第11条の7若しくは第11条の12」に、「又は」を「、」に改め、「同条第1項各号に定める額」の次に「又は同条第5項各号に定める額」を加える。

第15条の2第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「政令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる額」に、「以外の者」を「以外のもの」に改め、同項第3号中「560,000円」を「政令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる額」に、「以外の者」を「以外のもの」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に政令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日と

する。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号のア又はイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第15条の3中「及び前条第1項」を「、第11条の5の4、第11条の8及び第11条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第15条の4第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「「第3項」を「「第4項」に、「第4項」を「第5項」に、「準用する第3項」を「準用する第4項」に改め、同条第4項中「第11条の5の5第1項第2号」と」の次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第2項」と、同項第2号中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第3項において準用する同条第2項」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

第15条の4に次の1項を加える。

- 6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の14第1項第2号」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、同項第2号中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第6項」と読み替えるものとする。

第15条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第5項」を「第6項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「当該介護納付金賦課限度額」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「（第6項）とあるのは「（第10項において読み替えて準用する第6項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第15条の5に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納

付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第15条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第15条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第15条の2第5項、第15条の4第3項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第6項において読み替えて準用する同条第4項又は前条第5項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第10項において読み替えて準用する同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険

料については、なお従前の例による。

(令和8年度分の保険料に関する特例)

- 3 令和8年度分の保険料に係る新条例第11条の15の規定の適用については、同条中「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「令和8年4月1日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とする。

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第8号

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の
一部を改正する条例

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 申請者が第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する旨

第3条第2項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第3項中「を一般の閲覧に供しなければならない」を「に登録した浄化槽保守点検業者について、その営業所の名称及び所在地を本市のホームページ上において公開するものとする」に改める。

第5条第3号中「役員」の次に「（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第2号中「専任の」を削る。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「又はその代理人」を「若しくはその代理人」に、「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第3条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に浄化槽の保守点検を行う事業の登録の申請を行う者について適用し、同日前に浄化槽の保守点検を行う事業の登録の申請を行った者については、なお従前の例による。

堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第9号

堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「揚げる」を「掲げる」に改め、同号シ中「専任の」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第10号

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営
に関する基準を定める条例

第1条中「及び第46条第2項」を「、第46条第2項（法第54条の3において準用する場合を含む。）」に、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

本則に次の1条を加える。

（法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準）

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第11号

堺市幼保連携型認定こども園の設備
及び運営に関する基準を定める条例

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）（第4条第2項、第12条、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第2項及び附則第4条第1項（基準省令第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に規定する基準（基準省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

（職員の一般的要件）

第4条 幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育て支援事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、教育及び保育並びに子育ての支援に熱意のある者であって、できる限り教育及び保育並びに子育ての支援の理論及び実務について訓練を受

けた者でなければならない。

(学級の編制)

第5条 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については35人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児の数は、35人以下とすることができる。

(教育及び保育の内容に関する計画)

第6条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第7条 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

(開園日数及び開園時間)

第8条 開園日数及び開園時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第9条 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の要件を満たさなければならない。

(1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第10条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する園児の選考)

第11条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の園児、障害のある園児等の特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮するため、市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(非常災害対策)

第12条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

(園児の健康及び安全の確保)

第13条 幼保連携型認定こども園は、園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかななければならない。

(特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保育)

第14条 園児の心身の状況によって実施することが困難な教育及び保育に係る活動については、その園児の心身の状況に適合するように実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

2 基準省令の施行の日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型

認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る基準省令第7条第6項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「満2歳以上」とあるのは、「満2歳以上満3歳未満」とする。

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第12号

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に
関する条例の一部を改正する条例

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、同条第3号中「又は法第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第13号

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
の認定の要件を定める条例

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（認定こども園の認定の要件）

第3条 法第3条第1項及び第3項に規定する条例で定める要件は、次条から第13条までに定めるもののほか、法第3条第2項及び第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）（第二 二後段、第三 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四 五ただし書（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2の基準を満たすときに係るものに限る。）、第五（五 8を除く。）、第六、第七、第八 三、第八 五及び第八 八を除く。）に規定する要件（基準告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

（学級の編制）

第4条 1 学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳未満の子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の子どもで編制する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(職員の資格等)

第5条 満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員で教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状及び保育士の資格を併有していないものは、その併有に向けた努力を行っていただかなければならない。

2 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園については、基準告示第四七ただし書に規定する要件を満たし、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる場合に限り、調理員を置かないことができる。

(教育及び保育の計画)

第6条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに

認定こども園の子どもの身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、当該認定こども園の子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第8条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する職員の資質の向上等を図る体制を整えておかななければならない。

(子育て支援事業)

第9条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。

(2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第10条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第11条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかななければならない。

(教育及び保育の評価等)

第12条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかななければならない。

(地方裁量型認定こども園に係る要件)

第13条 地方裁量型認定こども園（基準告示第一 三の地方裁量型認定こども園をいう。）は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (2) 堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）で定める基準のうち保育所に係るものに該当すること。
- (3) その設置者（アにあっては、設置者が法人である場合は、当該法人の役員）が次のいずれにも該当すること。
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 認定こども園を運営するために必要な経済的基礎があること。
 - ウ 財務内容が健全であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例の一部改正)
- 2 堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（令和3年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号エ中「堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）第2条第2項第2号」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成

26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号) 第一 二」に改める。

堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第14号

堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例

堺市子ども相談所条例（平成17年条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市こども相談所条例

第1条中「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第15号

堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) こども相談所

第4条第3号中「昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知」を「昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知」に改める。

第16条第2号中「第4号」の次に「から第8号まで」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第16号

堺市子どもを虐待から守る条例の
一部を改正する条例

堺市子どもを虐待から守る条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市子どもを虐待から守る条例

本則中「子ども」を「こども」に改める。

第2条第5号中「堺市子ども相談所条例」を「堺市こども相談所条例」に、「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に改める。

第10条第2項から第4項までの規定中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第13条の見出しを「（こども虐待防止推進月間）」に改め、同条中「子ども虐待防止推進月間」を「こども虐待防止推進月間」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第17号

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年内閣府令第27号」の次に「。以下「基準」という。」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置）

- 2 基準附則第3条第2項に規定する条例で定める経過措置期限は、令和11年3月31日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第18号

堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定める。

(計画提案に係る規模)

第2条 前条の規模は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域(別表に定める区域を除く。次項において同じ。)における次に掲げる都市計画の計画提案に限り、0.2ヘクタールとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の8に規定する地区整備計画を定める同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画(同法第12条の5第8項前段に該当するものを除く。)

(2) 次のア及びイに掲げる都市計画の計画提案が併せて行われ、当該計画提案に係るアに掲げる都市計画の区域及びイに掲げる都市計画の施行区域が同一の区域である場合における当該ア及びイに掲げる都市計画

ア 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区

イ 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する第1種市街地再開発事業

(3) 第1号又は前号に掲げる都市計画と併せて計画提案が行われる都市計画(第1号の地区計画又は前号イの第1種市街地再開発事業の目的を達成するために必要なものに限る。以下この号において「他の都市計画」という。)で、当該他の都市計画の区域の全部が第1号に掲げる都市計画の区域又は前号に掲げる都市計画の区域及び施行区域内にあるもの

2 前項第1号又は第2号に掲げる都市計画の計画提案に係る土地の区域が都市機能誘導区域の内外にわたる場合は、当該区域の過半が都市機能誘導区域内にあるときに限り、

当該区域は、全て都市機能誘導区域内にあるものとみなして、同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

都市機能誘導区域（都心）のうち、市道大道筋の中心線と市道大道筋の西側に接続する市道三宝北庄線の中心線を延長した線との交差点を起点とし、順次同線及び市道三宝北庄線の中心線、市道大道筋の西側端線から25メートル外側の平行線及び同線を延長した線、都市計画道路築港天美線の中心線、市道大道筋の東側端線から25メートル外側の平行線（以下「東側端線の平行線」という。）を延長した線及び東側端線の平行線、市道大道筋の東側に接続する市道三宝向陽線の中心線及び同線を延長した線並びに市道大道筋の中心線を経て起点に至る線で囲まれた区域

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第19号

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する
条例の一部を改正する条例

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表（い）の項中「建築物の特定部分」の次に「（共同住宅に供する部分を除く。）」を、「非特定部分」という。）の次に「（共同住宅以外の住宅、学校及び児童福祉施設の用途に供する部分を除く。）」を加え、同表の（え）の項中「及び事務所」を「、事務所及び共同住宅」に、「住宅」を「共同住宅以外の住宅」に改める。

第5条中「特定部分」の次に「（共同住宅に供する部分を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第20号

堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

堺市特別用途地区建築条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第21号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第8号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

第33条第2項中「であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの」を削り、「同令第2条第1項第1号に該当するもの」を「、これらの行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの（同項第2号又は第3号に該当するものを除き、同法第11条第6項に規定する適合判定通知書、同令第24条第1項の規定による通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定による通知に係る書面又はそれらの写しの提出がないものに限る。）」に改める。

第34条の4の見出しを「（マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料）」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第22号

堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例

南部丘陵は、石津川水系の源流域に位置し、古代から緑の恵みを活用した人々の営みによって里地里山が形成され、貴重な緑の資源が育まれてきた丘陵地である。この丘陵地には、市街地の近郊にありながら、今もなお優れた里地里山の風景を有し、多様な生き物が息づく貴重な緑地がある。

私たちは、このかけがえのない緑地を次代に継承するため、里地里山の豊かな風景と自然環境を育み、保全することをここに決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、南部丘陵における貴重な緑地である保全優先地区について、市、市民等及び事業者が連携し、及び協働することにより、その里地里山の豊かな風景や自然環境を育み、保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保全優先地区 南部丘陵のうち、別図に定める貴重な緑地として特に保全を優先すべき地区をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に居住し、市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤し、若しくは市内に滞在し、又は保全優先地区内に土地を所有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(市の役割)

第3条 市は、保全優先地区における緑地の保全に係る施策を実施するものとする。

(市民等の協力)

第4条 市民等は、市が実施する保全優先地区における緑地の保全に係る施策に協力する

よう努めるものとする。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、市が実施する保全優先地区における緑地の保全に係る施策に協力するよう努めるとともに、自らも保全優先地区における緑地の保全に努めるものとする。

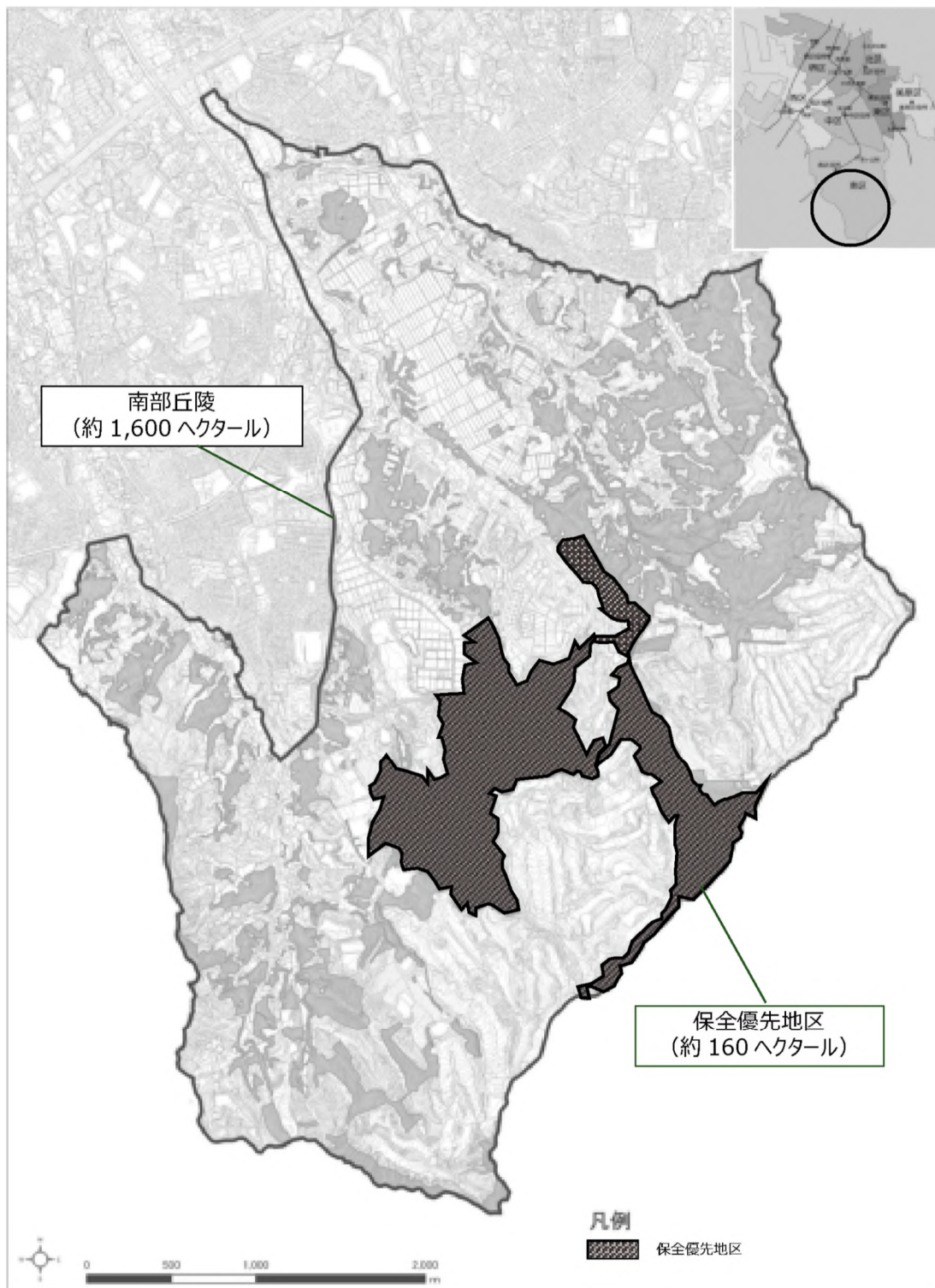
(連携及び協働)

第6条 市、市民等及び事業者は、連携し、及び協働して、保全優先地区における緑地の保全に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



堺市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第23号

堺市職員定数条例の一部を改正する条例

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「1,097人」を「1,148人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第24号

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第13条第1項に規定する」を削り、「指定給水装置工事事業者」の次に「（第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は法第16条の2第1項の規定に基づき他の水道事業者の指定を受けた者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2項中「とき」の次に「（前項ただし書に規定するときを除く。）」を加える。

第13条第1項中「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 5 第12条第1項ただし書の規定は、第1項第3号の規定による給水装置の修繕その他必要な処置の要請について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第25号

堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「工事は」の次に「、次に掲げる工事を除き」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 市が行う工事

(2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する者をいう。）の指定（排水設備の工事について技能を有する者としての指定をいう。）を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第26号

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第19条中「おいて」の次に「、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第27号

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用
自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する
条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における
選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部
を改正する条例

(堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「270,655円」を「293,440円」に改める。

(堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第28号

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第18条において同じ。）」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第17条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有する者（地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限

る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第18条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市の区域内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の市民税の賦課期日において本市の区域内に住所を有するもの(地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であつて、政令附則第25条第1項第2号イからハマまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であつて、政令附則第25条第1項第3号イからハマまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第29号

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

12,900円	13,700円	14,500円
11,300円	12,100円	12,900円
9,700円	10,500円	11,300円

を

」

「

13,340円	14,170円	15,000円
11,670円	12,500円	13,340円
10,000円	10,840円	11,670円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。